

平成 24 年 5 月 6 日一般社団法人日本臨床心理士会理事会決議

日本臨床心理士養成大学院協議会ホームページの 4 団体の会合に関する記事について

2012 年 4 月 21 日に 4 団体（一般社団法人日本心理臨床学会、財団法人日本臨床心理士資格認定協会、一般社団法人日本臨床心理士会、日本臨床心理士養成大学院協議会）の会合が行われました。この後、5 月 1 日に日本臨床心理士養成大学院協議会（以下大学院協議会）がそのホームページに、本会合に関する記事を掲載しました。その内容について、一部、誤解を導く表現があると懸念されますので、ここに当会の考え方を説明させていただきます。

4 団体会合において、大学院協議会より「国家資格についての基本姿勢と提案」が配布され、この提案への賛同が求められました。当会としましては、心理職の国家資格化に関するさまざまな微妙な状況の中、この提案に同意できない旨の表明を会合全体の議論の中で行っておりますことをここにお伝えいたします。

当会は、機関決定として「国民の利益となる臨床心理職の国家資格の早期実現」を目指しております（平成 22 年 5 月 30 日第 3 回代議員会決議）。その後のさまざまな動きを受けて、本年 3 月 18 日開催の理事会においては、早期実現に向けた以下の活動を決議しました。（資格法制化問題の諸情報・電子版速報 No. 6 参照。議事録は当会雑誌通巻 72 号に掲載予定。）

『心理師(仮称)』の国家資格制度の創設に向け、臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合が、平成23年10月2日付で合意した要望書に基づき、本会理事会として積極的な活動を展開していく。

以上の当会の方向性について、みなさまにご確認いただきますようよろしくお願いいたします。当会の資格法制化の諸情報は、「一般社団法人日本臨床心理士会雑誌」および、当会ホームページ (<http://www.jsccp.jp/> お知らせ・提言資料集「国家資格関連情報」) に随時更新されますので、ぜひお目通しいただきますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。